

# 中等教育段階における普通教育としての著作権教育の内容 および目的に関する研究

## A study on the contents and aims about copyright education as the general education in the secondary education stage

野 口 真那樹

Manaki NOGUCHI

(和歌山大学大学院教育研究科第21期生)

佐 藤 史 人

Fumito SATO

(和歌山大学教育学部)

2015年10月8日受理

The purpose of this study is to obtain suggestions for contents and aims about copyright education for modern school education. As a task of that purpose, There are two tasks. One is to organize the relations of the right between the copyright owner and the user in some of the treaties and laws provided for copyright, and the other is to educe the essential element which the copyright system has.

As some results of analyses, we can point out such as following issues.

1. Taking measures against the social issues : Since there are social issues about copyright, it is necessary to teach it in school education as a social request.
2. The development of culture : The main aim of the copyright system is the development of culture. So copyright education in general education needs it as educational content. This point is insufficient in general education of the secondary education stage.
3. Cultural goods : In “Technology” which is a subject of general education course in the junior high school, especially it is necessary to teach intangible properties as cultural goods in addition to the tangible properties such as industrial products.

### 1. 研究の背景

#### 1.1. 現代社会における著作権に関する問題

パソコンあるいは携帯電話を用いての中高生の著作物の違法ダウンロードが問題視されているという事実がある。一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)の「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」によると、携帯電話向け違法サイトからダウンロードされた楽曲の推計数は過去3年間増え続けており、2008年には、正規配信(3億2500万曲=約678億円相当)を上回る4億700万曲にまで増加したとみられている<sup>1)</sup>。

また、オリコン・コミュニケーションズ株式会社のアンケート結果<sup>2)</sup>によると中高生の違法ダウンロード経験者は28.5%に上る。加えて同アンケート結果によると2012年1月1日に行われた著作権法改正を理解していないという中高生が38.5%いることが分かった。さらに「今後違法ダウンロードをするか」という質問に対し、中高生の回答のうち「(回数に差は見られるが)違法ダウンロードは続ける」および「わからない」の合計は53.5%であった。これらのアンケート結果より指摘できる点は以下の3点である。

①著作権に関わる違法ダウンロードについての中高生

の意識の低さ

- ②違法ダウンロードという犯罪行為を改善しようとする様子が見られないこと
- ③違法行為を行っているにも拘らず、そのことについての知識が乏しいこと

#### 1.2. 学校教育における著作権教育

「学校における著作権教育アンケート調査」報告書<sup>3)</sup>によると、著作権について「児童・生徒に対する教育内容として重要だと考えている者が多い」という回答が中学校で32.3%、高等学校で33%であった。いずれにしても割合が低く、前項で指摘した点に対して、それが教育内容として適切かどうかは別にしても、十分に学校教育がそれに対応できているとは言い難い。

また、各校種において著作権教育を行ったことのある教育活動に関するアンケート項目を見ると、小学校では「総合的な学習の時間」が最も高く86.5%、ついで「社会」が39.6%、「学級活動」が27.9%と続いている。中学校では「技術・家庭 技術分野」(以下、「技術科」とする)が最も割合が高く73.5%、次に「総合的な学習の時間」が49.1%、そのあとに「社会科」が47.4%と続く。高校では「情報」が最も高く82.1%、ついで

で「公民」が30.7%、「商業や工業などの専門教科」が30.2%と続いている。これら特定の教科や教科外活動に回答が集中した要因として、いずれの教科も学習指導要領で著作権を取り扱うことが規定されている教科であるということが推察される。

ちなみに、著作権に関する教員の意識に対するアンケート項目によると、「まず、教員自身が社会の一員として身につけることが、学校運営等の面で重要だと感じている者が多い」という回答割合が小中高のいずれの校種において最も高く、その理由について「学校や教員が著作権を侵害することのないようにするため」という回答が最も多い。この点から、教員自身が、著作権をあくまでもトラブル等に自身が巻き込まれないようにするための、いわば防衛手段程度にしか位置づけていないことが読み取れる。さらに、「子どもたちに指導する際に有効と考えられる著作権の取り上げ方」に関するアンケート項目では「法律、きまり、ルールの大切さを学ぶ観点から」「人権などの他人の権利を尊重する観点から」という2回答が回答の大多数を占めており、このことから、著作権教育を道徳やモラルに置き換えて指導が行われている現状が読み取れる。

このように、少なくとも本アンケートの回答結果に限定した場合、教員自身が著作権制度のもつ本質的な意義や役割を十分に理解していない状態で、学習指導要領で取り扱いが規定されている教科や教育活動等において、トラブル対策や道徳、モラルなどの他の概念に置き換えられて著作権教育が行われている実態が指摘できる。

ところで、田中は、教科指導とは「すべての子どもに文化(科学、技術、芸術等)の基本的内容体系を系統的に学ばせることを通じて、科学的認識や社会的生産活動や芸術的創造の基礎的能力を育てること」(陶冶)をその目的とし、教科外活動は「すべての子どもに集団的活動の組織化と展開の中から、社会生活における望ましい行動能力を育てること」(訓育)を目的としていると論じている<sup>4</sup>。加えて同氏は、これら2つの関係は機械的に分離できるものではなく、むしろ教科指導においても道徳的側面の育成は求められるが、そういった教科外活動の訓育の部分は、前述したような教科指導、すなわち陶冶が持つ固有の目的である「学力の形成」を代替し得るものではないと主張している。田中のこの考えに則した際、前述したような、本来陶冶を目的とする教科指導においてさえも、訓育の部分にその重点が置かれて指導がなされている学校教育の現状は、極めて不十分であると言える。

### 1.3. 研究動向

CiNii Articlesに掲載されている中で「著作権」に関わる研究は9000件近く投稿されており、それらを研究対象の観点から整理すると、おおよそ以下のように整

理できる。

①著作権をめぐる発生した問題事例の紹介・報告、②それに関わる裁判の判決・判例に関する研究、③外国の著作権法に関する紹介・報告、④著作権の範囲に関する研究、⑤著作権の保護期間に関する研究、⑥教育に関する研究・報告

これら6つの分類の特徴は以下の通りである。

(1)①から④について

新しい技術が誕生した際や条約・法律が制定されるたびに必ず議論されてきた傾向があり、この傾向は全年代にわたって指摘できる。

(2)⑤について

⑤に分類される研究は全部で46件あり、そのうち45件が2003年以降に記述されたものである。このように比較的近年に集中して記述された点に特徴がある。しかし、その45件のうち、週刊誌等に記載された特集記事やニュースがその9割を占め、残りの1割の研究でさえ、例えば、ある裁判判決が出された時期のみを対象にして保護期間に関して言及を行ったものなど限定的な時期での論述に留まっている。このように、著作権の保護期間に関して十分に議論されているとは言い難い現状である。

(3)⑥について

⑥に該当する研究は、全部で672件あり、最も古いもので1956年から研究が行われており<sup>5</sup>、近年に至るまで断続的に研究が行われている。しかし、その主な内訳は、著作権に関わって教員が留意する点などが記述されたいわば教員に対する手引のような研究<sup>6</sup>、複雑な著作権の概念について指導者である教員の理解を促す参考書のような研究<sup>7</sup>、そして教材開発<sup>8</sup>であり、学校教育において著作権を教育内容として取り扱うことに対する本質的な意義や目的を議論した研究はほとんど行われていない。

一方、2002年には当時の首相であった小泉純一郎が、我が国の産業の国際競争力の強化や経済の活性化などの観点から、知的財産の重要性を指摘し、後述するように知的財産基本法<sup>9</sup>を制定し、その条文内で、知的財産に関する教育の実施を法的に規定した。

このように研究の蓄積が十分でないにもかかわらず、経済的理由に起因する行政からの要請により、著作権教育の内容はそれに合わせざるを得なくなった。

### 1.4. 研究の目的

前項で述べたように、経済的理由を背景に学校教育において著作権に加えて知的財産にかかわる教育を行うことが法的に規定された。しかし、その位置づけや役割が十分に議論されないまま導入され、その後においてもそれらを対象とする研究は行われていない状況である。その表れのひとつとして、先に述べたような教科指導でありながらも訓育の部分にその重点が置か

れているという現状がある。

そこで、本研究では先行研究をもとに著作権に関して規定した条約や法律を選別し、時代背景や技術革新という視点から、それぞれの条約や法律が規定する権利の対象や範囲の変化を年代に沿って整理するとともに、権利者と消費者の間での権利の關係に着目し、現代の学校教育において著作権教育を位置づける際の目的・内容等の決定に関して、示唆を得ることを目的とする。

## 2. 著作権制度の変遷

### 2.1. アン法(An Act for the Encouragement of Learning, by vesting the Copies of Printed Books in the Authors or purchasers of such Copies, during the Times therein mentioned(英))

名和<sup>10</sup>や白田<sup>11</sup>らの研究によると、近代的著作権法の始まりは英国で1709年に制定されたアン法であるという。彼らの研究をもとに、アン法の成立過程を整理するとおおよそ以下ようになる。

独国で活版印刷技術が開発され、書籍の生産量は大幅に増加し、書籍の生産は商業的な事業となった<sup>12</sup>。その結果、多くの事業者が参入したが、中には異端的かつ煽動的な書籍も含まれていたため、国家はそれらを取り締まる検閲の目的で、事業者は印刷権独占による利益の独占を狙いとして、両者に益のある「出版特許」制度を成立させた<sup>13</sup>。しかし、この制度は小規模な印刷事業者の仕事を減少させ、それに起因する失業者を増加させた。その結果、次第にその失業者の批判の矛先は出版特許制度に向けられるようになり、そうした失業者によって後に言う「海賊版」がなかば公然的に印刷・流通し、出版特許制度自体が機能しなくなっていった。そこで出版特許制度を見直して、新たに制定されたのがアン法である。

名和は、このような経緯を経て成立したアン法の特徴として、①一定期間が過ぎれば「公有」となること、②「著作者」を権利者に組み込んだこと、③「学問の振興をはかる」という言い回しでインセンティブ論を主張したこと、の3点が画期的であり、近代的著作権法たる理由だとしている<sup>14</sup>。

アン法の条文<sup>15</sup>には、名和の言う通り「保護期間は最初の公表から14年間であり、保護期間が過ぎた際に、著作者がまだ生存していればその権利は著作者に帰還し、さらに14年間の保護期間が得られる」と規定されており、従来は権利者に含まれていなかった著作者が権利者の枠組みに入ったことや、著作者の創造意欲促進のためのインセンティブに関して明文化されたことは同様に評価できる。

一方、名和は言及していないものの、従来と比較した際の消費者の権利に関して、「公有」とは別に重要な条文がアン法には規定されていることに留意する必要

がある。それはアン法の第4条に規定されている「書籍の価格が高価格であった場合にその販売業者を告発できる権利」である。同条文によると、「販売されている書籍の価格が不適切に高価である場合、裁判所に販売業者を出頭させて、審問させることができ、それが高価であると認められた場合には価格を制限させることができる」というものである。白田の研究によると、実際にこの権利を行使した者はいなかったようであるが<sup>16</sup>、消費者が販売業者、すなわち権利者に対して公的手段によって抗議を行うことができる旨を法的に規定していたことは革新的であったといえる。また、この条文から、著作権法の始まりとされているアン法の時点で、権利者と消費者の間での利害の対立がすでに発生していたと読み取ることができる。加えて、ここでいう著作権は、出版業者にその権利を譲り渡すという点で現在の出版権としての権利の側面も持っており、また譲渡された著作権が一定期間後に著作者に帰還するという点も追加されたために、権利のあり方やその規定が複雑化したということも確認しておく必要がある。このように出版特許制度の成立の時点に比べて、権利の分化・多義化が進んでおり、それに関わって、権利の対立構造も権利者と消費者といった単純な二者対立ではなく、複雑になりつつあったことが指摘できる。

### 2.2. ベルヌ条約(Convention de Berne pour la protection des œuvres littéraires et artistiques(仏))

世界で初めて国際的な著作権ルールとして定められたのがベルヌ条約である<sup>17</sup>。その成立過程について先行研究をもとに整理すると以下ようになる。

前述のアン法が制定された後に、英国だけでなく、米国<sup>18</sup>や仏国<sup>19</sup>など各国で著作権法が制定されたが、それらはいずれも権利が及ぶ範囲が自国に限られたものであった。その後、人や物資の流通や交流が活発になるに伴って、著作物が他国に流出する事態が多発したため、それを防止するために国家間で不正著作物、今でいう「海賊版」の抑制のための取り決めを行う必要性が生じた。

その結果、1886年にベルヌ条約が成立し、この条約は4度の改正を経て<sup>20</sup>、現在においても国際的な著作権ルールの根底に位置づけられている。

名和はベルヌ条約の要点を①著作権の発生に申請が必要ない無方式主義であること、②内国民待遇、③保護の最低基準の設定、の3つであるとしている<sup>21</sup>。

①については著作権の効力発生に登記が必要であった英国アン法とは異なり、申請がなくとも著作物を創作した時点で権利が付与されるという自然権的思想に基づいており、ベルヌ条約の方向性を表したものである。その例がAuthor's Right、すなわち著作者人格権

であり、上記の3つの要点には挙げられていないものの、英米法のCopy Rightと異なる思想であったという点から、これもベルヌ条約の特徴の1つとして挙げられる。

このような特徴があるベルヌ条約の4度の改正を消費者の立場から捉えた際、以下の特徴が指摘できる。

第1の特徴は保護期間の延長である。条約成立当初、その保護期間は加盟国の国内法に委任されていたのに対して、1回目の改正であるベルリン改正では原則著作者の死後50年(但し、国内法で50年を認めない加盟国は国内法で定めた期間で良いとされた<sup>22)</sup>、3回目の改正であるブリュッセル改正では国内法での規定を問わず、加盟国には一律に著作者の死後50年の保護期間を設けることを規定した。ここでの問題は、保護期間の延長もさることながら、保護期間を死亡起算主義にしたことである。保護期間を「死後」で計算する死亡起算主義は、死者に制作意欲はないことや、死後の保護期間をどれほど延長したところで本人がその経済的利益を享受できないという点で著作者本人へのインセンティブとしての保護と言うには根拠が乏しいにもかかわらず、ベルヌ条約では死後起算主義が採用されて実際に運用されている。この採用は、著作権が親族その他に譲渡できるものとして位置づけられたと見ることができ、権利の扱われ方がさらに複雑化したことを示している。それに伴って消費者・著作者・販売業者の三者の利害関係構造であったものが、さらに著作者の親族なども権利の利害関係構造の中に含まれ、権利に関する利害関係がさらに増大したことも意味している。

第2の特徴は、保護の対象に関する規定が曖昧にされたことである。前述のアン法は書籍のみを対象にしていたのに対し、ベルヌ条約の成立時にはオルゴール<sup>23)</sup>、写真<sup>24)</sup>、輪転機<sup>25)</sup>、蓄音機<sup>26)</sup>、映写機<sup>27)</sup>などがすでに発明されており、書籍だけではなくそれら新しいものがその保護の対象に盛り込まれ、それぞれに関連する権利も同時に規定された。その後も改正のたびに放送権や朗読権といったように、保護が求められる対象物やそれに関連する権利を拡大させ続けている。さらに、そういった細かい対象をとりまとめた規定として、「*「文學的及美術的著作物」ナル名稱ハ複製ノ方法若ハ形式ノ如何ヲ問ハス・・・文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スルー一切ノ製作物ヲ包含ス*」<sup>28)</sup>と括られており、この表現は、条文の解釈次第でその範囲や対象を自由に増加させることを可能にさせている。

一方、消費者が著作権を制限させることができる場合については、たとえば第10条に記述されているような「*適当な範囲での引用*」や「*教育目的の場合*」程度に留まっており、拡大傾向にある権利者の権利強化の動きとは相反している。つまり、ベルヌ条約の改正過程は、改正のたびに権利者の権利の保護期間が延長されてきた点や、その権利が及ぶ範囲でさえも解釈次第

で自由に増加させることができるという点からも明らかのようにいずれも権利者主体の改正であると指摘できる。

### 2.3.3. 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定

TRIPs協定とも呼ばれる本協定は、世界貿易機関の設立などを定めた、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書1cを成す知的財産に関する条約である<sup>29)</sup>。本協定の性質に関して、西村は日米欧で行われた民間三極会議に着目し、「TRIPs協定は、先進国企業同士の争い、すなわち北北間の対立の結果として制定されたもの」<sup>30)</sup>として、途上国と先進国の南北間における知的財産の一定のルールを示したとするTRIPs協定の前文を否定している。つまり、西村によるとTRIPs協定は知的財産権を数多く有する日米欧が、その権利を途上国において保護させるために一方的に設定したものだということである。

一方、安藤によると、インドやブラジルを中心とした途上国はそういった先進国の保護強化の動きに対して、先進国に資源提供している立場などを理由に反論を行い、その結果としてTRIPs協定の第7条を協定に組み込ませることに成功したとしている<sup>31)</sup>。

その第7条とは協定の目的部分であり、「知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである」という規定である。ここでいう「使用者」とは前述のような議論を踏まえると、主として途上国のことを指しており、TRIPs協定によって、従来の権利の利害関係構造が、主に個人の間が存在していたのに対し、ここでは先進国と途上国という国家間の対立という新たな対立の構造が生み出されたということが読み取れる。このことは、権利の対立構造で捉えた際、その構造がさらに複雑化したものと見ることができ、さらに、著作権が制限される場合について、第13条で「*著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する*」とされており、「*特別な場合に限定する*」という表現から分かる通り、著作権の制限はあくまでも先進国が認める例外的措置のような位置づけであることが読み取れる。

その反面、保護の対象についてはより一層強化が進んでおり、ベルヌ条約で保護の対象としたものはそのまま踏襲し、それに加え、コンピュータ・プログラムやデータの編集物といった新しい対象を、前述した条文解釈によって保護の対象に追加していることは注目する必要がある。その解釈によると、コンピュータ・プログラムやデータの編集物はベルヌ条約で定める「*文学的著作物*」に該当するという。

このように、TRIPs協定の趣旨であった、途上国と先進国の南北間における知的財産の一定のルールとは、先進国が途上国に対し知的財産の保護を課し、途上国のその利用については「特別な場合」に限定するといった一方的なルールのことであり、権利を有する側がそれを利用する側に対して一方的なルールを課すという本質的な問題は、TRIPs協定においても内包されている。

#### 2.4. 著作権に関する世界知的所有権機関条約

WIPO条約とも呼ばれる本条約は、「情報及び通信に係る技術の発展及び融合が文学的及び美術的著作物の創作及び利用に重大な影響」を与える可能性があるとして、情報機器の発達に対応するために新たに導入された国際的規則である<sup>32</sup>。その基本はベルヌ条約を踏襲しているものの、たとえば、第8条で著作者の公衆伝達権が規定されたことや、第11条で技術的な保護手段について規定していること、第12条で権利者、使用条件などの電子的権利管理情報を権限なく変更することを禁止する規定を含んでいることなどから、本条約の制定趣旨でもあった情報機器発達への対応、すなわち「主としてデジタルコンテンツの保護に重点を置いている」という特徴が見受けられる。

第8条における公衆伝達権とは「公衆に受信されることを目的として著作物を送信する権利」のことであり、それが著作者に排他的権利として認められたことは、条約の制定主旨からみても、インターネット等による違法な音楽配信や写真掲載などへの対策であることは明らかであり、第11条、第12条はそれに関わって、容易に複製や改変ができるデジタル情報の特性を踏まえてさらに対策を強めたと見ることができる。この点において、WIPO条約ではさらに権利者の権利が増強されたとも見ることができ、従来と大きく異なるのは、情報機器の発達や上記したデジタル情報の特性に起因した違法な複製による被害額が増加した点である。あくまでも一例であるが、Adobe、Apple、intel、Microsoftなどが加盟するソフトウェアの産業団体であるThe Software Allianceによる1997年の調査では、全世界のコンピュータ・ソフトウェア10本のうち4本は違法にコピーされたものであり、その被害額は114億米ドルに及ぶということである<sup>33</sup>。これまで見てきたように、著作権には常に利害の対立構造が存在しており、その利害の対立がここまでの著作権制度を継承してきたという側面もある。そういった側面が、「誰もが安価で容易に、かつ高速に無劣化で大量に複製できる」という性質をもつ情報のデジタル化や、それを送信・配信する場としてのインターネットの出現と相まってより強調されるようになったため、こういった被害の問題はこれまで見てきたように本条約以前においても存在したはずであるが、この時期にとりわけ重

大事として認識されるようになったことを特記しておく必要がある。

#### 2.5. 知的財産推進計画

知的財産推進計画は、2002年に成立した「知的財産基本法」の第23条の規定に従って作成されたものである。

知的財産基本法は「知的財産立国」と称する「ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等のコンテンツといった価値ある無形資産の創造を産業の基盤に据えることによって経済や社会の再活性化を図る」という国策に則って議論が行われたものである。その議論の中で、著作権については、コンピュータ・プログラム、音楽、映画、放送番組、アニメーションなどを例に挙げて、それらデジタル情報がもつ前述したような「誰もが容易かつ安価に無劣化の複製や改変、その発信が可能」という点に関して、産業として脆弱であり、国の産業基盤に据えるにはその改善が課題であることが指摘された。

それを受けた推進計画では、それら「無形資産」を産業として成立させるためには強力な保護が必要であるとして、そういった著作権保護の方針を含む、知的財産に関する国全体の方針を決めるために、2003年から開始されたものである。

その計画の作成には各省庁の大臣のほか民間の有識者として10人が加わり、計18人で行われている。

そこでの議論を踏まえて推進計画の傾向を整理すると、おおよそ以下ようになる。

まず2003年計画では主に経営者などが中心となって主張したレコード輸入権の創設といった、権利の強化や模倣品や海賊版への対策ばかりが押し出された計画案となっていた。弁護士や研究者はそれについて「権利の保護の強化ばかりに傾倒することへの懸念」を示したり、「知的財産側だけの一方的な論理だけで突き進む計画」と批判したりしたものの、最終的にはほぼ計画案通りの状態で、正式な計画として公表された。また、一般意見公募として行われたパブリック・コメントにおいても同様の批判があったが、それについても計画に十分に反映されることはなかった。

2004年計画を立てる際に募集されたパブリック・コメントでは、前計画で創設が検討されたレコード輸入権に反対するものが全体の8割ほどを占めるなど<sup>34</sup>、2003年計画における保護強化の偏重に対する世論の批判も高まった。その結果、2004年計画では商標法改正による「地域ブランド」の保護や、種苗法改正による種子の国外無断持ち出し行為に対する罰則強化などの権利保護の強化が行われたものの、2003年計画では決定的に欠落していた「消費者利益」という記述が盛り込まれた。そして、これ以降の知的財産推進計画では「消費者利益」に対しても一定の言及がなされるようになった。たとえば、続く2005年計画では「権利者の

利益と公共の利益とのバランスに留意する」という規定が追加され、2006年計画には「ユーザー」、「クリエイター」、「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係になることを目指す「ユーザーが主役であるといった視点が必要」と規定されたことなどが挙げられる。また、それと同様に「文化の発展」「学問の発展」という言葉が多く用いられていることにも注目できる。

こういった変化は、従来における著作権制度が特定の者の個人的利益の追求・保護に陥りがちであったのに対し、そういった個人的な利益ではなく、社会全体の公益となるような大きな枠組みで著作権や著作権制度を捉えようとする見方であり評価できる。

ところで、近年「無料コンテンツ」が流行している。この無料コンテンツは、一見するとまさに前述した消費者利益を表したものと思えるが、その無料コンテンツでさえも決して「ユーザー」がWinの状態であるとは言い難いという。

アプリマーケティング研究所の調査<sup>35</sup>によれば、例えばスマートフォンのアプリでは、Appleが運営するApp Storeでは2013年比で約1.5倍に、Googleが運営するGoogle Playでは2013年比で約2倍にユーザー課金による収益が増加している。これに対し、有料アプリの販売における市場は縮小しており、その収益は、前述のユーザー課金による収益と比較するとApp Storeの場合では約1/6、Google Playでは約1/29程度に留まっており、アプリの収益の大半はユーザー課金によるものであることが読み取れる。このことを受けて、従来は有料であったアプリも基本的なサービスや製品を無料で提供し、さらに高度な機能や特別な機能を使用する際については課金を要するという仕組み（フリーミアムという）に変更する機会が増えており、今では全世界のアプリ売上の92%はこういった形態を採用しているものであるという<sup>36</sup>。

大迫はこの「フリーミアム」という仕組みについて、古くからあるマーケティング手法であるとしながらも、一定の製造コストや提供コストがかかる化粧品や食料品などの従来のアナログ商品とは異なり、デジタルコンテンツにおいては、基本サービスさえ完成すればその提供コストは0に近くて済むためにビジネスの手法としてはより効果的であることを述べている<sup>37</sup>。整理すると、「フリーミアム」とは、無料のサービス利用者を増やせば有料サービスに移る利用者の絶対数も増えるという考えに基づいて、有料ユーザーの比率を高めることよりも、まずは裾野の拡大を目的として行われるものである。同氏によれば、デジタルコンテンツに限定した場合、95%が無料ユーザーであっても、残る5%が有料ユーザーであればビジネスとして成立するほどであるという。

また、大迫の言う基本サービスについて、それらを維持するためにApp Storeは2014年12月時点で年間

7800円<sup>38</sup>、Google Playの場合では初回のみ25ドルのデベロッパー登録費用が必要<sup>39</sup>で、かつ有料アプリの販売やユーザー課金による収益のうち、その30%が販売手数料としてそれぞれAppleやGoogleに分配される仕組みになっている。

この構造を整理すると、アプリの開発者は前述のデジタルコンテンツの特性やフリーミアムの仕組みによって、たとえ有料ユーザーが少数であってもその収益が見込まれ、またそれを提供するシステムを運営する者にとってはその登録費や収益の一部分配によってそのシステムを維持していくことが可能であるということである。さらに、運営者（この場合、AppleやGoogle）にとっては、多くのアプリが配布されて自社が運営するサイトやマーケットが興隆すれば、スマートフォンをはじめとしたそれを利用する自社の端末の売り上げの増加も期待することができ、二重の収益が見込まれることになる。

それらの費用は総じて消費者が支払う構造になっており、このように考えると、近年流行の「無料コンテンツ」は、さきほど評価した「著作権に対する新しい捉え方」などではなく、従来の構造と本質的に何ら変わりがないものであることが読み取れる。

### 3. 経年で捉えた際の著作権制度の特徴について

以上のように、近代著作権法の始まりとされるアン法から現在に至るまで、その主要な条約や法律を権利の対立という立場から整理した結果、以下のような特徴が析出された。

#### ①権利の対立構造

アン法時点では著作権をめぐる立場は主として著作者、販売業者、消費者の三者構造であったが、各条約や法律において著作権の範囲や対象が増加するに従い、それに関わる利害関係者も増加しており、それぞれの立場において、その利益をめぐって絶えず利害の対立構造が生み出されてきたことが指摘できる。

#### ②著作権に関わる内容の不確定性

条約や法律が新しく制定されるたびに、その対象や範囲は増加しており、その内容が決して確定的ではなく、変容的なものである。

#### ③対応の遅緩性

②と関わって、著作権制度に関する条約や法律での対応は、いずれも侵害行為などが横行するなどの問題が表面化してから行われる特徴があり、それは常に実態の後追いに陥ってしまうという著作権制度がもつ弱点そのものであると指摘することができる。

以上の3点は、著作権制度の誕生から現在に至るまで継承されている著作権制度が抱える普遍的な要素である。普遍性を理念とする一般教育、あるいは普通教育の教科指導において、著作権を教育内容として取り扱う際にはこれら3点は前述した陶冶の部分にも関わ

る重要な点である。

#### 4. 学習指導要領の記述の検討

##### 4.1. 技術科

文部科学省は技術科を「中学校段階における情報教育の核としての役割を担っている」ものと位置づけており<sup>40</sup>、事実、先に述べたように技術科は中学校の教育活動の中で最も著作権教育が行われている教科である。

それを踏まえたうえで、中学校学習指導要領「技術科」を見ると、著作権に関する内容は主として「D 情報に関する技術」の(1)ウにおいて「著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること」として配置されている。

学習指導要領解説では、(1)ウの内容の取扱いに関して、「著作権によって発生する問題などの情報の発信者としての責任について知ること」、「情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律で禁止されている事項や知的財産を保護する必要性を知ること」のおおよそ2点が記述されている。その他には、「デジタル作品の設計・制作の際に留意すべき事項」としても著作権に関わる教育内容が配置されている。

このうち、「著作権によって発生する問題などの情報の発信者としての責任について知ること」、「デジタル作品の設計・制作の際に留意すべき事項」の2点に関しては、道徳的側面や、トラブル等に巻き込まれないための対策的側面が押し出されており、教科指導として著作権を取り扱うには内容が不足していると言わざるを得ない。一方、「情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律で禁止されている事項や知的財産を保護する必要性を知ること」に関しては、前半部はマナーという表現が示す通り、他の2点と同様に道徳的側面のことを論じているものの、後半部の「知的財産を保護する必要性を知ること」に関しては、情報通信ネットワークの特性と関わって、先に明らかにした著作権制度の抱える普遍的要素に踏み込める可能性があり評価できる。しかし、学習指導要領解説ではこの記述の後に「その上で、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等・・・適正に活動する・・・態度を育成する」とされており、その例として「映画や楽曲等の違法な複製は、制作者に経済的な損害・・・などの悪影響を及ぼすことを知ることができる」という例示が行われていることに留意する必要がある。つまり、いずれも道徳的側面やトラブル等に巻き込まれないための対策的側面、すなわち訓育の部分に収束してしまっているだけでなく、著作権を捉える視点が経済的側面に限定されてしまっていることの表れである。著作権制度が誕生した経緯がその経済的な損害であったことが示すように、著作権を捉える上で経済的側面は外すことのできない重要な一側面であることは間違いないが、それに

とられるあまり、著作権法の目的に明記されている「文化の発展」という考えや視点が欠落してしまっているのは現行の学習指導要領「技術科」の抱える重大な弱点である。

##### 4.2. 情報科

高等学校における教科「情報」は、「各学科に共通する各教科としての情報科」(以下、共通教科情報科)と「主として専門学科において開設される各教科としての情報科」の二つに大分することができるが、本研究はその対象を普通教育に限定したものであるから、ここでは共通教科情報科についてのみ取り扱うものとする。共通教科情報科は、前述のように高等学校において最も著作権教育が取り組まれている教科であると同時に、文部科学省が「技術科と連続性をもっている」<sup>41</sup>ものとして位置付けており、技術科同様に著作権教育の要としている教科である。

現行の学習指導要領上の取り扱われ方を詳しく見ると、全2科目のうち、その両方において情報モラルの取り扱いが規定されている。そのうち、著作権が位置づけられているのが科目「社会と情報」では内容(3)ウ「情報社会における法と個人の責任」であり、科目「情報の科学」内では内容(4)アイウにおいてである。前者の方は、情報化が社会に及ぼす影響と課題、情報セキュリティの確保、情報社会における法と個人の責任などに関する基礎的な知識と技能について習得させることを目的として、その指導に当たり、「知的財産や個人情報保護と活用のバランスについて取り上げ、これらに配慮した法制度、これらを扱う上での個人の責任について理解させる」ことを規定している。ここで注目すべきは「保護と活用のバランス」について明記されていることであり、これは、これまで見てきた著作権制度の成立過程や、その後の在り方における消費者と権利者の権利関係に子どもたちの理解が及ぶだけでなく、現行の著作権法が定める「文化の発展に寄与する」ことを理解することにもつながる重要なことであるため評価できる。後者の方の取り上げられ方も、上記のことと関わって、著作権制度の本質に子どもたちの理解が及ぶような規定がされている点は同様に評価できる。

これを踏まえたうえで、次節では、東京書籍出版株式会社と開隆堂出版株式会社がそれぞれ発行している技術科教科書と、共通教科情報科教科書(「社会と情報」)の記述内容を具体的に検討する。

#### 5. 教科書の記述内容の検討

##### 5.1. 東京書籍株式会社

東京書籍株式会社が2011年2月15日に検定を受け、2012年2月10日に発行した『新しい技術・家庭 技術分野』<sup>42</sup>(以下、東書版技術科教科書)で、著作権に関する

内容が主として記述されているのは、201ページにおいてである。単元の小項目として「知的財産権」と銘打たれており、知的財産権が著作権と産業財産権に大別することができるといった権利の位置づけに関する説明が若干あるものの、その大半は小項目名と異なり、著作権に関連する内容で占められている。そこでの記述の一部に、「著作権のあるものを著作権者以外が無断で利用することは、法律で厳しく制限されています。」や、「情報を利用するときには、他人の著作権を尊重し、自分の著作権も意識することが必要です。」という記述がある。前者については、「厳しく制限」という言葉が表すように、著作権の「保護」と「活用」の観点からいうと「保護」の面における記述が重視されており、著作物の無断利用が法律で厳しく制限される理由や必然性についての記述も全く見受けられない。これは、これまで見てきたような権利の関係から捉えたと、消費者が著作物を活用するという視点が欠落しているといえよう。後者についても、教科書中にて著作権に関する十分な説明や解説がなされてこなかったにも関わらず、道徳的な記述内容となっており、単に著作権の遵守を論じているのは根拠や説得性に乏しいと言わざるを得ない。このように、著作権という概念におおよそ十分に子どもの理解が及ばない説明や解説をもって、法律の提示による厳格化や道徳的記述による生徒の精神性に訴えるといった特徴は、著作権を単なる遵守する対象に留めてしまっていると言ったことができ、東書版技術科教科書の弱点の1つである。

一方、東京書籍株式会社が2012年2月27日に検定を受け、2015年2月10日に発行した『社会と情報』<sup>43</sup>(以下、東書版情報科教科書)で、著作権に関する内容が主として記述されているのは、110ページと111ページにおいてである。東書版技術科教科書とは異なり、単元の小項目が「情報社会と著作権」となっており、著作権を除く知的財産権に関する事項は教科書本文外のコラム程度として位置づけされている。上記した東書版技術科教科書にて課題として挙げた点について、東書版情報科教科書では「著作権法は、表現する行為を保護して文化的活動を促進することにより、豊かな社会を築くために作られている。」という一文が追加されており、これまでの議論の中で主要な議題であった規制や制限を超えて、本来、著作権法が意図する目的に子どもたちの理解が及ぶ可能性があることは評価できる。しかし、その反面、著作権に関する内容が記述されている2ページのうち、その約4分の1に相当するページを割いて「著作権に触れる行為の例」や「引用のときの注意事項」を色つきの枠で囲うなど強調して例示しており、東書版技術科教科書以上に生徒が著作物を利用する際のトラブル回避や対策といった側面が強調されているのは注目する必要がある。こういった記述内容や方法から、東書版技術科教科書においてもトラ

ブル回避や対策といった内容に重点が置かれていることが指摘できる。

## 5.2. 開隆堂出版株式会社

開隆堂出版株式会社が2011年2月15日に検定を受け、2012年2月6日に発行した『技術・家庭 [技術分野]』<sup>44</sup>(以下、開隆堂版技術科教科書)で、著作権に関する内容が主として記述されているのは、202ページと203ページにおいてである。東書版技術科教科書と同様、単元の小項目名に「知的財産」が用いられている点は共通であるが、その内容の大半が著作権であった東書版技術科教科書と比較して、開隆堂版技術科教科書では、本文中において知的財産権に関する一定の説明を設けており、現代の子どもたちにとってはもはや身近なものである「携帯電話」を材料に、それに含まれる知的財産権の種類や、それらの保護を規定する法律名を逐一記述している点において差異が見受けられる。開隆堂版技術科教科書の本文の一部に、「デジタル化された情報の複製や加工をくり返すと、だれの著作物なのかのかわかりにくくなってしまふことがあります。」という記述がある。これは前述したデジタルの特徴の説明であり、これについて言及している点は評価できる。しかしながら、学習の目標が「知的財産を保護する利用のしかたを考える。」であることや、いくつかの行為例のうち法律に違反するのはいずれかを当てるクイズのようなもの、著作権の利用許可を著作権者に申し出る際のメールの文章のひな形の掲載や、そのメールを受け取った著作権者から返事として送られてくるであろう3種類の返信例にいたるまで表記がなされている点など、著作権の利用に際する具体的な手引の側面が強く押し出されており、そこを重視しているのが開隆堂版技術科教科書の特徴である。

一方、開隆堂出版株式会社が2011年2月27日に検定を受け、2012年2月5日に発行した『社会と情報』<sup>45</sup>(以下、開隆堂版情報科教科書)で、著作権に関する内容が主として記述されているのは、110ページから117ページにおいてである。これまで見てきた教科書のなかでも多くのページ数を著作権に割いている点に開隆堂版情報科教科書の特徴が見受けられる。さらに、単元の小項目を「情報社会と著作権」とし、その取り扱いの対象の大半が著作権であった東書版情報科教科書と比較すると、例えば、知的財産権について「どうしてこのような権利を定める必要があるのだろうか」という質問が冒頭で行われていたり、「特許制度は、特許権によって発明の保護と利用を図ることにより、発明を奨励し、また産業の発達に寄与することを目的としている。」という特許法の定める目的の記述などがなされていることから明らかなように、同じ学習指導要領に基づいて作成されているにも関わらず、開隆堂版情報科教科書では知的財産権についても、その本質的な意



義や目的に踏み込む言及が一定なされている点もその特徴の1つである。著作権については、著作権法第1条の目的部分を引用したうえで、著作権が含有する対象物の範囲などの権利の説明がなされており、これも上記同様に著作権法が定める著作権本来の目的に踏み込む記述内容として評価できる。しかし、「コラム 著作権保護の歴史」や「コラム 時代とともに増える著作権 保護の対象と延びる期間」という部分では合わせて教科書約1ページ近くの分量を用いて、歴史や法律の立場から作者のもつ権利を「保護」という一側面のみについて記載してあり、「活用」に関わる言及が全くなされていない点には留意する必要がある。他の記述においてもその傾向は見受けられ、例えば「法の世界は作者にとっての権利と、著作物の利用者の義務の関係から成り立っています。著作権法の適切な手続きによって、作者の権利は保護されることになります。」という記述がそれに該当する。ここでは、作者の「権利」と、利用者の「義務」という表記や、(著作権法の適切な手続きによって)「作者の権利」は「保護」されるという表記から分かる通り、利用者の権利としての「活用」の側面が欠如しており、同様の傾向が指摘できる。また、開隆堂版技術科教科書で見られたトラブル対策や回避のための手引としての内容について、例えば、トラブル事例として「偽ブランド品をネットオークションで買ってしまった」、「他人のWebページにある文章をコピーして貼りつけ、レポートをつくった」など4つの事例が紹介されていたり、「著作物利用の手順」としてフローチャートが掲載されていたりと、その内容は情報科教科書においても同様である。しかし、そういった内容は開隆堂版技術科教科書でみられた記述内容に大差なく、高等学校の教育内容として改めて位置付けるには不十分であるといえる。

## 6. 結論 —今後の普通教育における著作権教育の在り方に関する考察—

歴史的に捉えた際、著作権制度には以下の特徴が挙げられる。

- ①権利の対立構造
- ②著作権に関わる内容の不確定性
- ③対応の遅緩性

これらの特徴をもって、現行の中学校学習指導要領「技術科」、および高等学校学習指導要領「情報」、加えて東京書籍出版株式会社と開隆堂出版株式会社の両社がそれらに基づいて作成した教科書の記述内容における著作権教育の位置付けを検討した際、上記した3点に踏み込める可能性がある記述は見受けられるものの、道徳的側面や生徒がトラブル等に巻き込まれないための対策的側面がそれと同等もしくはそれ以上に位置付けられていることが明らかとなった。これを踏まえた上で、今後の技術科および共通教科情報科にお

ける著作権教育の在り方について考察すると以下の通りである。

第1に考えられるのは「トラブル対策」の面である。冒頭で述べたような中高生による著作物の違法ダウンロード行為が社会的な問題となっている以上、普通教育の教育内容として著作権を取り扱う際には、社会的要請としてこれに対する一定程度取り扱いは要求されるであろう。

第2に考えられるのは、「文化の発展」としての面である。歴史的に捉えた場合、著作権によって保護される著作物の対象は拡大を続けていることは先に明らかにした通りである。その要因の一つとして、たとえば蓄音機による録音物、映写機による映画などのように、著作物をもつ価値が時代的、もしくは社会的に認識されたことによる経済的な影響力の高まりが考えられる。こういった著作権、あるいは著作権制度がもつ経済的な影響力の高まりは、今回検討した「技術科」や「共通教科情報科」のように、それ自体を取り扱うことが著作権教育の教育内容であり、目的であるというように誤認される可能性がある。前述したように、その成り立ちから考えても経済的側面を抜きにして著作権制度を論じることはできないが、著作権法で明記されているような「文化の発展」という視点が決定的に欠落している現状の位置づけは、著作権を有する側とそれを利用する側という、いわば2つの矛盾する立場や利害等を乗り越えて、著作権のもつ本質的な要素を子どもたちが理解するには極めて不十分であろう。

第3に考えられるのは、「ものづくり」の面である。民間教育団体「技術教育研究会」などが述べているように、とりわけ技術科において「ものづくり」は教科の中心ともいえる重要な要素である。この場合の「ものづくり」とは、直接的に無形財産を取り扱う情報産業などの成長・発展が大きい現在の状況や、工業等の第2次産業においてさえも、たとえば製品設計などのような無形財産が存在するという事実から鑑みても、この場合の「ものづくり」とは、工業製品等の実体物・具体物に限定されるものではなく、無形財産をも含有するものであることを特記しておく必要がある。そのため、とりわけ技術科では、そういった有形財産だけに留まらず、実体のない、いわゆる無形財産についても当然それに関連させて取り上げる必要がある。

### 注

- 1 社団法人日本レコード協会「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」2008年  
<https://www.riaj.or.jp/report/mobile/pdf/081224.pdf>
- 2 オリコン・コミュニケーションズ(株)、オリコン・モニターリサーチ「第3回 著作権法改正・施行認知率 今後の違法ダウンロード意向調査」2012年
- 3 日本教育工学振興会 2011年実施  
<http://www2.japet.or.jp/copyright/H22report.pdf>
- 4 佐々木享、近藤義美、田中喜美「改訂版技術科教育法」p.5

- 学文社 1994年
- 5 中田 喜直「音楽教科書と著作権」音楽之友社 教育音楽 11 (2) 1956
  - 6 竹内 冬郎「学校で著作権を使いこなすために 教師のための実用講座(1)-(6)」放送教育 54(1)-54(6) 1994-1999
  - 7 田原 昭之・河野 愛・山中 伸一・黒沢 節夫・大家 重夫「教育関係者のための著作権法-1-10」教育委員会月報 29(4)-30 (9) 1977-1978
  - 8 長島 光晴・川島 芳昭・石川 賢「小学校国語科の引用指導のための学習指導の提案」宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要37 9-17 2014
  - 9 「知的財産基本法」(平成14年法律第122号)
  - 10 名和小太郎『デジタル著作権』p.22 みすず書房 2004年
  - 11 白田 秀彰「コピーライトの史的展開」信山社出版 1998年
  - 12 白田 秀彰「コピーライトの史的展開」信山社出版 1998年
  - 13 同上
  - 14 名和小太郎『デジタル著作権』p.26 みすず書房 2004年
  - 15 「The Statute of Anne 1710」  
<http://www.copyrighthistory.com/anne.html>
  - 16 白田 秀彰「コピーライトの史的展開(5):成文法の制定とその影響」一橋研究 21(1) p.104
  - 17 名和小太郎『デジタル著作権』p.33 みすず書房 2004年
  - 18 「連邦憲法著作権条項」1789年
  - 19 「上演に関する法律」1791年、「複製に関する法律」1793年
  - 20 社団法人著作権情報センター「著作権ハンドブック」著作権法例研究会 1999年 p.96によると、1886年にベルヌ創設条約、1908年にベルリンで改正、1929年にローマで改正、1948年にブリュッセルで改正、1971年にパリでそれぞれ改正されている。
  - 21 名和小太郎『デジタル著作権』p.33 みすず書房 2004年
  - 22 「文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約」第7条
  - 23 名和小太郎『デジタル著作権』p.21 みすず書房 2004年
  - 24 同上
  - 25 同上
  - 26 同上
  - 27 同上
  - 28 「文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約」第2條
  - 29 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」1994年  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto\\_agreements/marrakech/html/wto16.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_agreements/marrakech/html/wto16.html)
  - 30 西村もも子「TRIPs協定の形成過程における日米欧民間三極会議」知的財産法政策学研究vol.37 2012年 p.57-59
  - 31 安藤和宏「TRIPs協定の目的と原則(1)」知的財産法政策学研究 Vol.29 2010年
  - 32 外務省「著作権に関する世界知的所有権機関条約」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H14\\_15-001.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H14_15-001.pdf)
  - 33 BSA「リリース記事:1997年のソフトウェアの著作権侵害による被害総額、世界中で114億米ドルに達する」  
<https://bsa.or.jp/press/release/1998/0619.html>
  - 34 首相官邸「知的財産推進計画の見直しに関する意見募集の結果について」平成16年
  - 35 アプリマーケティング研究所「日本・グローバルのアプリトレンド」2014年  
<http://appmarketinglabo.net/appannie-apptrend/>
  - 36 同上
  - 37 大迫秀樹「知恵蔵2014」朝日新聞出版
  - 38 Apple「Apple Developer Programs」  
<https://developer.apple.com/jp/programs/>
  - 39 Google「Google Play デベロッパー販売 / 配布契約書」  
[https://play.google.com/intl/ALL\\_jp/about/developer-distribution-agreement.html](https://play.google.com/intl/ALL_jp/about/developer-distribution-agreement.html)
  - 40 文部科学省「情報教育の実践と学校の情報化-第2章 初等中等教育における情報教育の考え方-」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/020706d.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706d.pdf)
  - 41 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 情報」p.10  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/01/26/1282000\\_11.pdf44](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2012/01/26/1282000_11.pdf44)